

発許可に関するお問い合わせは
建設課都市計画係
☎ 62-9217 (有)9217

農地法の手続き

* 農地法の売買や転用には農地法の許可が必要です。

▼ 許可を要する行為

* 農地を耕作目的で売買する場合には農業委員会の許可が必要です。(3条申請) 許可を受けずに行つた売買は法律的に無効であり、所有権移転登記ができません。

* 農地の売買は法律的に無効である売買、または農地を取得する適格者でない場合は許可されません。

* 農地を転用、すなわち、農地を住宅、車庫、工場、倉庫、資材置場、駐車場、山林などに用途を変更する場合には、農業委員会を経て県知事の許可が必要です。(自分名義の農地を転用する場合は4条申請。他人名義の農地を買つて、あるいは借りて転用する場合は5条申請)

4条申請・5条申請は次のようにな内容を審議します。
①転用の目的は適正か。
②転用の面積は適当か。
③付近の農地に与える影響はどうか。
④転用の目的は、確実に実現でき

るかどうか。

⑤農振用地区域外であるか。
⑥他の法令関係で手続きが必要かどうか。

* 自分名義の農地に2アール未満の農舎などの農業施設を設けるとき

▼ 届出が必要な行為

* 温田など耕作条件が悪く水田の床上げ、また水田から畑地に転換する場合及び畑の盛土のとき

* 提出書類
農地法の申請には様々な要件がかわってきます。事務局またはお近くの農業委員に相談してください。

▼ 申請者

本人もしくは委任を受けた有資格者
毎月10日

▼ 申請の受付

立木を伐採する場合は「伐採及び伐採後の造林届出」

書類の提出先は町産業課農林係

▼ その他

* 農地を転用して住宅や工場を建設する場合、農地法以外にも農振法や都市計画法等の他法令によって建設等が規制される場合があります。

* 保安林の伐採・地形変更等

農用地区域は農振法(農業振興地域の整備に関する法律)に基づき市町村が都道府県に協議して、

今後長期にわたり農業上の利用を確保すべき土地の区域として農業振興地域整備計画に定めているもの

ので、農業公共投資はこの農用地区域内に集中して実施することになっています。このためこの区域の農地転用は原則として許可されないこととなっています。

▼ 問い合わせ先

農業委員会事務局
☎ 62-9234 (有)9234

林地の開発

赤色灯

に置く。(誤飲・窒息の予防)
②浴槽の水は抜いておく。
③階段には柵を設けるなどの工夫。
(転落の防止)
④肌寒くなるこの時期、ストーブや鍋には細心の注意。
(やけどの防止)

高齢者では、
①じゅうたんなどは、めくれないように固定する。
(転倒骨折の防止)

②寒いトイレなどに行く時は、厚着をする。(脳卒中の防止)

③長時間の風呂による脳貧血に注意。(溺水の防止)

これら事故防止は一部の例にすぎません。他にもいろんなケイスがあります。

①危険な物品は、手の届かない所

簡単な予防措置をとつて、「危険因子」を家庭内から排除します。

当署では、救急講習を通じて、万一に備えた「救急手当」や家庭内事故の「予防措置とその対応」について住民の方に対して普及に努めています。一生に一度、使うかどうかわからない救急手当ですが、「万一」に備えて「急救講習」を受講しましょう。

簡単な予防措置をとつて、「危険因子」を家庭内から排除します。

当署では、救急講習を通じて、万一に備えた「救急手当」や家庭内事故の「予防措置とその対応」について住民の方に対して普及に努めています。一生に一度、使うかどうかわからぬ救急手当ですが、「万一」に備えて「急救講習」を受講しま

